

議案第35号

天理市手数料条例の一部改正について

天理市手数料条例の一部を次のように改正しようとする。

令和元年6月13日提出

天理市長 並 河 健

天理市手数料条例の一部を改正する条例

(天理市手数料条例の一部改正)

第1条 天理市手数料条例(平成12年3月天理市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第27号及び第28号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第2条 天理市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表中第29号を第33号とし、第28号の次に次の4号を加える。

29	指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料	介護保険法(平成9年法律123号)第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定又は同法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請(当該申請において事業所の所在地が本市の区域外であるものを除く。)に対する審査	1件につき 30,000円
30	指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の更新又は同法第115条の21において準用す	1件につき 11,000円

		る同法第70条の2第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請（当該申請において事業所の所在地が本市の区域外であるものを除く。）に対する審査	
31	指定居宅介護支援事業者指定申請手数料	介護保険法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	1件につき 30,000円
32	指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料	介護保険法第79条の2第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき 11,000円

別表備考に次の1項を加える。

- 3 第29号及び第30号の手数料の額については、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする事業者が、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに係る指定又は指定の更新を併せて受けるために申請する場合は、1件として手数料の額を算定する。

附 則

この条例中第1条の規定は令和元年7月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。